基本方針３『一人ひとりを支える基盤づくり』

施策の柱

３．１　社会参加の機会の確保・創出

誰もが、就労を含む役割の持てる場を確保し、移動手段の利便性向上を図ることにより、社会を構成する一員として支えられる側から支える側へと互いに支え合うことができ、社会参加のできる機会を創出します。

現状と課題

◇障がい者が就労を通して社会参加することは、報酬だけでなく達成感や生きがいを実感する上で重要ですが、法定雇用率が達成されていないことや就労する業種に偏りがあることなどの問題があります。

◇高齢者の就業率は近年 60 歳代前半を中心に高まっていますが、一方で収入の低下、雇用期間が短いなどの状況がみられます。

◇地域での公共交通網の縮小による路線バスの減少や、高齢者の免許返納後の移動手段の確保などが社会参加の機会の減少の要因となっています。

施策

３．１．１　多様な就労支援の充実

障がい者や高齢者等で、就労に困難を抱える人への支援の拡充を図ります。画一的な就労ではなく、本人の希望や知識、経験、能力を活かしながら、就業時間や内容など多様な働き方ができる機会の確保や提供に努めます。

住民の取組

□働く意欲がある人は、様々な相談支援機関に相談してみましょう。

□各種講座や支援制度を活用して、各種資格や技能取得などに取り組んでみましょう。

地域の取組

□周りの働く意欲のある人に対して各種講座への参加を勧めましょう。

事業所等の取組

□障がい者、高齢者等の有する能力を十分に理解し、積極的な雇用の確保に努めましょう。

□障がい者、高齢者だけでなく誰もが安心して働き続けられる、労働条件や職場環境などを整備しましょう。

□雇用している従業員の社会活動、生涯学習活動などの生きがいづくりを積極的に無理なく支援し協力するよう努めましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

(1)　障がい者等の就労支援の推進

No.	取　組　内　容	所　管
129	就労支援、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター※、計画相談支援事業所※と連携した本人の希望・適性に合った就労に向け支援	社会福祉協議会
130	農福連携を含めた中間的就労※の場の創出と就労の定着に向けた支援	福祉課、介護保険課、農政課、社会福祉協議会
131	シルバー人材センターにおける就労機会の提供	福祉課

施策

３．１．２　生活を支えるさまざまな移動の支援の確保

障がい者や高齢者を始めとする全ての住民が、行きたいところに行くことができ、日常生活が過ごしやすくなるように、移動手段の利便性向上のための支援の体制を整備します。

住民の取組

□移動に困っていることを「福祉なんでも相談窓口※」に相談してみましょう。

地域の取組

□移動に困っている人のための支援について、家族だけでなく地域で話し合ってみましょう。

□移動支援について地域の事業所等と一緒に検討してみましょう。

事業所等の取組

□移動支援に向けてできることがないか検討し協力するように努めましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

(1)　住民の安定した移動支援の体制確保の推進

No.	取　組　内　容	所　管
132	市またはまちづくり協議会との協働事業実施によるコミュニティバス及び乗り合いタクシー等の運行による住民の移動手段の確保に向けた取組	総合政策課
133	住民の移動手段確保としての乗り合いタクシー、ＪＲ等の公共交通機関の利用促進	総合政策課
134	外出支援に社会福祉法人による地域貢献事業の拡充に向けて支援	社会福祉協議会
135	70 歳以上の高齢者に対して、敬老特別乗車券交付	福祉課
136	65 歳以上 70 歳未満の運転免許証の自主返納者に対して、敬老特別乗車券交付の推進	総務課、福祉課
137	タクシー利用料１割引等の高齢者運転免許返納メリット制度の推進	総務課

(2)　子どもの送迎支援の体制確保の拡充

No.	取　組　内　容	所　管
138	ファミリー・サポート・センター※事業における子ども送迎等ボランティアとしての援助会員の拡充	保育課、社会福祉協議会

(3)　障がい者の移送支援の推進

No.	取　組　内　容	所　管
139	視覚障がい者向け障害福祉サービスの同行援護※や知的・精神障がい者向け障害福祉サービスの行動援護、移動困難な障がい者全般向け障害福祉サービスの外出介護により障がい者総合支援法による福祉サービス等で障がい者の移動支援の実施と推進	福祉課

◆この施策の柱における取組指標

○「社会参加の機会の確保・創出」における指標は次の取組とします。

①障がい者の就労や継続就労を支援する就労定着支援事業※の取組について説明を行った企業等の数／取組主体：福祉課

基準値(令和元（2019）年度)見込)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
３０社	４５社	６０社

②毎年実施される「市民意識調査」における設問（市民の 18 歳以上 3,000 人を対象）「性別や年齢を問わず、働きたい人が仕事につきやすい環境（相談体制等）が整っていると思いますか。」において、「そう思う」「まあそう思う」の回答を合計した割合

基準値(平成 30(2018)年度)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
１２．５％	１３．７％	１５．１％

※本計画「第 2 章 本市の現状と課題」「(2) アンケートから見える本市の福祉に関する状況」参照

《 買物支援事業 》

◆小松原地区社会福祉協議会の取組

地区内の社会福祉法人が法人の車輌を利用し、住民の買物支援事業に取り組んでいます。

【地区社協の思い】
・地域のスーパーを残したい
・身近な買物場所が必要
・買物の支援をして欲しい

＋

【社会福祉法人の地域公益事業の取組】
・地域のために活動したい

＋

【スーパーの協力】
・利用者ニーズへの理解

社会福祉協議会の地区担当による地域への支援

＋

社会福祉協議会の地域力強化推進事業の取組による地区担当への支援

買物支援事業

実施
1･2 回／週

・買物支援の様子

参考資料

《都城市高齢者運転免許返納メリット》

高齢者の自主的活動を助けるために、都城市在住の 70 歳以上の方に敬老バス券を交付しており、平成 31 年４月１日から、運転免許証を自主返納した 65 歳以上 70 歳未満の人への交付も行っています。詳細は、「高齢者のための福祉ガイド」、「市のホームページ」に掲載しています。

《その他の運転免許返納メリット》

都城警察署管内の高齢者運転免許返納メリットの取組があり、その詳細は、宮崎県警察本部「申請による運転免許の返納」サイトに掲載しています。なお、運転免許証返納の窓口は、警察署、運転免許センターです。

施策の柱

３．２　社会福祉法人の地域における取組の推進

福祉ニーズに対して地域の中心的な担い手となる社会福祉法人の様々な取組を推進し、地域づくりを支援します。

現状と課題

◇社会福祉法人は、その公益性、非営利性に基づき、住民と共に地域生活課題※を解決する取組、すなわち、地域貢献事業に取り組むことが求められています。そのために法人が有する施設や設備等を活用する他、専門職員のノウハウを活かしてニーズを把握し活動を展開するだけでなく、その活動を発信することなども求められています。

◇社会福祉法人が地域における多様な課題に対応していくためには、社会福祉協議会や行政との連携が重要です。社会福祉協議会は、包括的支援体制確立に取り組む上で、社会福祉施設等連絡会の活動やみやざき安心セーフティネット事業※などに取り組む法人の拡充が必要です。

施策

３．２．１　社会福祉法人の公益的な取組の推進

社会福祉法人が、多様化・複雑化する地域福祉ニーズに対し行う公益的な取組を推進します。

事業所等の取組

□地域と協議の場を持ち、地域のニーズを把握して、法人として取り組む活動を考えていきましょう。

□社会福祉法人は、住民や自治公民館、社会福祉協議会と連携して地域活動の展開に取り組むよう努めましょう。

□社会福祉法人が地域で展開する活動を地域住民に積極的にＰＲしましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

(1)　社会福祉法人による地域貢献活動の推進

No.	取　組　内　容	所　管
140	15 地区における各地区にある社会福祉法人等とのネットワーク体制の構築に向け推進	福祉課、社会福祉協議会
141	都城市社会福祉施設等連絡会において地域貢献の取組の研修等の実施による貢献活動の推進	社会福祉協議会
142	地域貢献連絡協議会※の創設及び地域生活課題に沿った社会貢献活動の協議と取組の推進	社会福祉協議会
143 ●	安心セーフティーネット事業※の取組による各法人の地域貢献活動推進に向けての支援	社会福祉協議会

◆この施策の柱における取組指標

○「社会福祉法人の地域における取組の推進」における指標は次の取組とします。

①社会福祉協議会や関係機関と連携・協働しながら地域の総合相談や経済的援助の公益的な取組を行う安心セーフティネット事業の登録法人の数

／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値（平成 30（2018）年度）	目標（令和 3（2021）年度）	目標（令和 6（2024）年度）
143	２８法人	３１法人	３４法人

《 社会福祉法人の地域公益事業》

社会福祉法人は、法人の自主的な経営判断の下、社会福祉事業、地域公益事業、地域公益事業以外の公益事業等の様々な事業に取り組むことが求められています。

社会福祉法人による地域公益事業の一例

【単身高齢者の見守り】

【制度の狭間に対応する包括的な相談支援】

【移動支援】

など

施策の柱

３．３　子どもがいきいきと成長できる環境

全ての子どもがその子を取り巻く環境に左右されることなく、将来の夢や希望を持っていきいきと成長するために、家庭や学校が、地域と共に、子どもやその子どもの家庭を応援・支援できる切れ目のない環境を整備します。

現状と課題

◇学校では福祉教育が行われていますが、発達段階に応じたプログラムが提供されていないことや福祉に関する教育が教育課程に明確には示されていないなどの指摘がなされています。

◇学校では、地域の人材が活用されるなど、開かれた学校づくりが進められています。今後は、さらに学校と地域との連携を深め、教育委員会との連携も必要になります。

◇地域生活課題を持つ世帯の児童生徒への支援は、学校のみならず、地域の支援、社会福祉協議会による個別支援等が行われつつあります。児童生徒に係る関係者のより一層の連携により、児童生徒がいきいきと成長できる環境整備が必要です。

施策

３．３．１　学校や地域と連携した福祉教育の推進

学校教育と地域の活動が連携した福祉教育を推進することにより、子どもたちに福祉の心を育み、地域ぐるみの福祉意識の醸成を図ります。

住民の取組

□学校と地域が共に行う行事や活動に、積極的に参加してみましょう。

地域の取組

□地域で行われる体験学習等に住民も協力して取り組みましょう。

□学校の福祉教育等の活動に協力できる取組を提案するように努めましょう。

事業所等の取組

□学校からのボランティアの依頼や福祉教育活動への依頼に積極的に協力しましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

(1)　福祉教育の普及・促進

No.	取　組　内　容	所　管
144 ●	各学校の福祉教育において高い人権意識・福祉意識の醸成と社会貢献できる人材の育成に向けた福祉教育の推進	学校教育課、社会福祉協議会
145	福祉教育推進に向け社会福祉協議会の福祉教育推進事業や都城市社会福祉普及推進校連絡会※を活用した学校と地域が連携した活動の推進	福祉課、学校教育課、社会福祉協議会
146	体験型の出前講座の実施による活動の充実	社会福祉協議会
147	地域福祉座談会を活用した地域における福祉教育の推進	社会福祉協議会

(2)　コミュニティ・スクール※（学校運営協議会※制度）と連携した福祉教育の推進

No.	取　組　内　容	所　管
148	小・中学校に設置する学校運営協議会において地域とともにある学校づくりを目指し、学校に関する課題を、家庭・地域と連携して解決に向けた取組を推進	学校教育課、社会福祉協議会
149	学校運営協議会への参画や地区社会福祉協議会との連携により体験学習やボランティア活動などの福祉教育の充実	社会福祉協議会

施策

３．３．２　子どもと家庭への支援

全ての子どもがいきいきと成長できるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進します。

住民の取組

□子育てに関する困りごとを子育てに関する相談窓口で相談してみましょう。

□生活しづらさの見られる子ども等の早期発見に努め、気になることは相談支援機関につなぎましょう。

地域の取組

□生活しづらさの見られる子ども等への見守り支援を関係機関と連携して行うように努めましょう。

事業所等の取組

□相談窓口の周知に努め、相談しやすい雰囲気つくりに努めましょう

□専門機関の相談窓口の職員の資質向上に努め、支援に必要な様々な相談支援機関につなぐ体制づくりに努めましょう

行政・社会福祉協議会の取組

(1)　子どもの成長・発達に応じた支援の充実

No.	取　組　内　容	所　管
150	幼児健康診査による成長発達の確認や言葉や育児についての相談の実施	こども課
151	こども発達センターきらきらによる発達障害の相談や診察・診断の実施	こども課
152	母子保健の取組による妊娠期から子育て期までの育児不安の早期解消や児童虐待の早期発見、予防に向けての見守りや支援の充実	こども課
153	子育て中の両親の交流の場や子どもの居場所としての子育てサロンの推進	社会福祉協議会
154	民生委員・児童委員による見守り支援活動の充実	福祉課、社会福祉協議会

(2)　要保護児童への連携対応

No.	取　組　内　容	所　管
155	要保護児童や支援・見守りの必要な家庭への児童相談所と連携した支援体制強化	こども課
156	要保護児童対策地域協議会※における医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、児童相談所等の関係機関との要保護家庭への支援についての協議の実施	こども課

(3)　学校における子ども支援の充実

No.	取　組　内　容	所　管
157	各学校との情報の共有や関係機関との連携による支援	学校教育課
158	いじめ、不登校生への対応に向け、スクールソーシャルワーカーの支援体制充実と強化	学校教育課

(4)　スクールソーシャルワーカー※と連携した支援体制の強化

No.	取　組　内　容	所　管
159	スクールソーシャルワーカーと社会福祉協議会が連携した、家庭への支援体制の強化	学校教育課、社会福祉協議会

◆この施策の柱における取組指標

○「子どもがいきいきと成長できる環境」における指標は次の取組とします。

①学校と連携・協働で福祉教育を実施した回数／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(令和元 (2019) 年度)見込)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
144	７４回	９０回	１００回

②毎年実施される「市民意識調査」における設問（市民の 18 歳以上 3,000 人を対象）「子育てしやすい、又は子育てにやさしいまちだと思いますか。」において、「そう思う」「まあそう思う」の回答を合計した割合

基準値(平成 30(2018)年度)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
３８．４％	３９．７％	４５．０％

※本計画「第 2 章 本市の現状と課題」「(2) アンケートから見える本市の福祉に関する状況」参照

《 地域と学校との連携 》

各地区社会福祉協議会では、地域内の学校と連携し、意見交換や交流会を実施しています。また、都城市社会福祉普及推進校連絡会は、都城市地区社会福祉協議会連絡協議会と共に、福祉教育・ボランティア学習実践研修会を実施しています。

◎福祉教育・ボランティア学習実践研修会
- 小・中・高校における福祉教育の実践報告（年４校程度）
- 福祉教育に関する講演会の実施
- 学校の先生方と地区社会福祉協議会のメンバーとの意見交換や交流

《 地域の取組による子育て支援 》

各地区社会福祉協議会において子育て支援の取組を実施しています。

◎地区における子育て支援の取組
- 子育てサロン活動
- 学童サロン
- 参観日預かり保育　など

・子育てに関するサロン活動

・子どもフェスティバル

施策の柱

３．４　「その人らしく」生きるための支援

住民が住み慣れた地域で安心してその人らしく生きるために、権利擁護と終活支援の取り組みを推進します。

現状と課題

◇障がい者の高齢化やその親の高齢化、認知症高齢者の増加などにより金銭管理ができなくなったり、悪質商法に騙されたり、また、障がいのある子どもの今後に向け権利擁護の支援が必要な状況が多く見られます。

◇成年後見制度※において担い手不足（第三者後見人、市民後見人※）が顕著化しており、また、制度が認知されていない状況もあり、制度の周知や普及、利用促進が必要です。

◇ひとり暮らしの高齢者世帯の増加に伴い、空き家問題や空地等の遺産が問題となってきています。

◇地域医療では、在宅での終末ケア※の取組において在宅ケアに対応できる病院の確保が難しいのが現状です。

◇生き方の多様性については、性的少数者（LGBT）や性的指向・性自認（SOGI）に配慮した取組が必要です。職場や地域、学校などさまざまな場面で、当事者がその人らしく自然に生活できる環境や雰囲気づくりが求められています。

施策

３．４．１　権利擁護の充実と推進

判断能力が不十分な状態になっても、安心して地域生活が送ることができるよう成年後見制度の活用を推進し、権利擁護支援のための取組の充実を図ります。

住民の取組

□自分の意思を尊重するために、成年後見制度等権利擁護のための研修会に参加するように努めましょう。

□自分の意思を尊重するために、権利擁護に取り組んでいる各種相談窓口を積極的に活用するように努めましょう。

地域の取組

□民生委員・児童委員や地域の相談窓口等は、権利擁護等の今後の生活に関する相談を受けた際は、各種専門の相談窓口の紹介をすると伴に、地域として積極的に無理のない範囲で連携した支援に取り組んでいきましょう。

事業所等の取組

□権利擁護の研修等の周知を図るために、福祉サービス等を利用している人やその家族等の参加を積極的に促してみましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

(1)　成年後見支援事業の活用の推進

No.	取　組　内　容	所　管
160 ●	都城市成年後見ネットワーク会議※の制度利用促進の取組における各地区での相談会開設による相談支援の充実や周知・啓発	介護保険課
161	都城市成年後見ネットワーク会議による関係機関との連携強化の充実に向け検討会の実施と成年後見利用促進計画推進	福祉課、介護保険課
162	成年後見制度利用促進の取組における判断能力の不十分な方々（認知症、知的障がい等の方）への支援に向け権利擁護センターの機能強化	社会福祉協議会
163	成年後見制度利用促進計画を推進するため中核機関（福祉課及び介護保険課）の機能強化	福祉課、介護保険課、
164	市民後見人※の養成等の権利擁護を推進する体制に向けて人や財源確保による充実強化の検討	福祉課、介護保険課、社会福祉協議会

(2)　日常生活自立支援事業※の活用の推進

No.	取　組　内　容	所　管
165	日常生活自立支援事業の体制強化に向けて支援員確保及び専門員拡充の検討	社会福祉協議会

施策

３．４．２　エンディングに関わる様々な支援

人生の終わりまで安心して住み慣れた地域で生活を送るため、人生の終活に関する取組を推進します。

住民の取組

□エンディングノート※を活用し、終活や終末期におけるケアの在り方について自分の思いを考えてみましょう。また、自分が死亡した後の家族のことについて考えてみましょう。

□最後まで自分の意思を尊重するために、日頃から家族と「人生会議」をする機会を持ってみましょう。

□ＮＰＯ法人などの地域の活動団体の取組による支援を活用して終活を一緒に考えてみましょう。

事業所等の取組

□ＮＰＯ法人などの地域の活動団体や医療機関、事業所等は、個別の思いを尊重するために終活や終末期に向けて、本人や家族と十分に話し合いをし、適切な支援に努めましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

(1)　医療介護連携エンディングノートの普及・啓発の推進

No.	取　組　内　容	所　管
166 ●	「人生会議※」の周知やエンディングノートの普及・啓発活動の推進	介護保険課

(2)　高齢者等の終活の取組支援

No.	取　組　内　容	所　管
167	民間団体が実施する終活に関わる支援情報（部屋の片付けや書類整理、終活のための身の回りの整理をしてくれる民間団体、死亡後の手続きや、身寄りの無い高齢者の身元引受人サービスを提供している団体等）を各種相談窓口で情報提供できる体制づくりの検討	ｺﾐｭﾆﾃｨ文化課、介護保険課、福祉課
168	民間のアドバイザー等を活用したエンディングのあり方へのサポートに向けコーディネートの実施	社会福祉協議会
169	みらいあんしん支援事業※の推進の検討	社会福祉協議会
170	遺贈の取組と活用に向けた検討	社会福祉協議会

◆この施策の柱における取組指標

○「「その人らしく」生きるための支援」における指標は次の取組とします。

①権利擁護としての都城市成年後見ネットワークの取組による相談会や福祉等関係者との意見交換会の開催地区数（累計）／取組主体：介護保険課

取組No.	基準値(平成 30(2018)年度)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
160	４地区	８地区	１５地区

②「人生会議」の周知やエンディングノートの普及・啓発のための住民への出前講座の実施回数／取組主体：介護保険課

取組No.	基準値(令和元(2019)年度)見込)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
166	２５回	３０回	３５回

《 成年後見支援事業の取組》

成年後見制度利用促進計画を推進するための都城市成年後見ネットワークの取組

・成年後見シンポジウム

・地区との成年後見意見交換会

・地区での成年後見相談会

・成年後見講演会

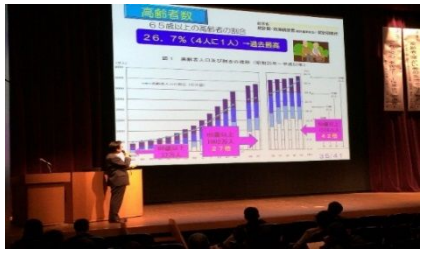

《 「その人らしく生きる」ために・・・ 》

ご存知ですか？「人生会議」

人生会議とは、もしものときのために、自分が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組のことです。ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）とも呼ばれています。

自分の思いや望みを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有しておくことはとても大切なことです。

「思いを紡ぎ　心を繋ぐノート」（都城市・三股町版エンディングノート）の誕生

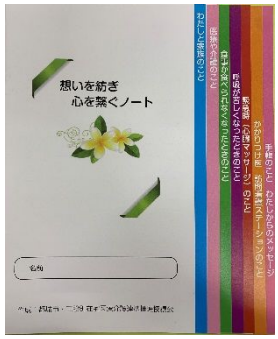

このエンディングノートは、医療や介護に携わる専門職が、「もしものとき」にご家族が命に関わる決断をしなければならず、それがご本人の望む医療だったのかと思い悩む場面に何度も遭遇したという体験を基に、人生の最期をどこでどのように過ごし、どのような医療やケアを望むのか、可能な限りご本人の意思を尊重した医療や介護を提供したいという思いから作成されました。

エンディングノートは、「私らしく生きる」ために、前もって書いておくものです。これからの人生を前向きに生きるきっかけとしても活用してほしいとの願いが込められています。

出前講座の取組

人生会議や「思いを紡ぎ　心を繋ぐノート」の普及啓発を目的として、出前講座を実施しています。講座を受講された方には、エンディングノートの配布も行っています。

施策の柱

３．５　多様な地域生活課題への対応

誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けるために、生活に困難な状況や課題を抱えている一人ひとりに対し、あらゆる関係機関や行政、住民が連携し、支援につなげていく体制をつくります。

現状と課題

◇地域では、罪をつぐなった人の入居への差別など、悪意ある噂や住民などからの拒否的な感情により、社会復帰を目指す人が厳しい状況にあります。また、その差別的な扱いは、本人のみならず、その家族や親族にも同様に向けられることもあります。誰もが安心した生活を送るためには、住民の受け入れがたい思いも受け止めつつ、専門職が当事者の思いや現状を受け止め代弁役となり、住民と交流する機会を適切なタイミングで設定する等の働き掛けが必要です。

◇本市の自殺死亡率は、全国及び県の数値より高く、男女ともに高齢層が多い傾向にあります。原因・動機については、健康問題、家庭問題、経済・生活問題の順で、様々な問題を相談しやすい体制づくりと、サインに早く気付く地域の見守りが必要です。

◇人が生活する上で、衣食住は基本ですが、離職したことにより住居が確保できない障がい者や高齢者などへの支援も必要です。

◇判断能力が不十分な状態で、社会的に弱い立場の方が、日常生活において不利益を被る事がなく安心した生活を送ることができるような地域づくりをすること必要です。

施策

３．５．１　再犯防止対策の推進と関係機関との連携

未成年者・障がい者・高齢者等の福祉、介護医療等の支援を必要とする罪を犯した者等の社会復帰に向け、住まい、就労、福祉サービスや生活困窮等への支援を提供するために関係機関との連携体制づくりを検討します。

事業所等の取組

□個人に適応した、さまざまな形態の就労の場の提供に努めましょう。

□市民公益活動団体等の就労支援の取組と連携して支援に取り組めるよう努めましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

(1)　社会復帰へのサポート体制づくりを検討します

No.	取　組　内　容	所　管
171	保護司会に対する研修等活動費補助及び広報活動の協力や「社会を明るくする運動」の推進	総務課
172	矯正施設※出所者への就労支援として地域事業者に対し協力雇用主制度の周知に向け検討	商工政策課
173	地域生活定着支援センター※との情報共有の機会の創出	社会福祉協議会
174	司法に携わる関係機関や矯正施設の社会復帰を調整する福祉の専門職との連携による、出所前からの住まいと就労支援に向け継続的支援の検討	社会福祉協議会

175	生活自立相談センター※の生活困窮者支援による個人に適応した役割の創出（就労やボランティア活動）や福祉サービスの利用支援	社会福祉協議会

施策

３．５．２　自殺対策の推進

行政、関係団体、民間団体、企業、地域住民、そして市民一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進します。

住民の取組

□同じ経験、悩みを持つもの同士の話し合うことのできる場に参加してみましょう。
□ゲートキーパー※の養成講座に参加してみましょう。

地域の取組

□地域の住民の異変に気付いたことを相談窓口に相談するように努めましょう。
□住民同士の交流の場づくりや活動に住民の参加が図れるよう協力に努めましょう。

事業所等の取組

□窓口の周知に努め、相談しやすい雰囲気づくりに努めましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

(1)　自殺対策の一体的な支援を推進します

No.	取　組　内　容	所　管
176	関係機関からなる自殺対策協議会等の継続開催により各種自殺対策の取組の実施	福祉課
177	自殺未遂者への対応支援に向け保健所等との情報共有	福祉課
178	自殺対策に向けた子どもや地域住民の居場所としての家族の会やサロン活動※等の取組へ関係団体と協働による推進と拡充	福祉課、 社会福祉協議会

施策

３．５．３　居住確保困難者への支援

障がい者、高齢者等の居住に課題を抱える人が住まいの確保や地域で孤立せず安定した生活が送れるよう支援します。

事業所等の取組

□障がい者、高齢者等の一般住宅での生活に不安がある方々のために、福祉サービス付の住宅やグループホーム等の整備に取り組めるよう努めましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

(1)　住まいの確保に課題を抱える人の居住や日常生活を支援します

No.	取　組　内　容	所　管
179	生活自立相談センターによる就労支援と連動した住居確保給付金の支給	福祉課、 社会福祉協議会
180	居住サポート関係機関連絡会議※における住居確保支援及び生活支援における福祉サービス利用援助に向けた取組の強化	社会福祉協議会
181	市営住宅による障がい者や高齢者へ対応した住居の確保と提供支援	建築課

施策

３．５．４　虐待防止の取組と支援施策の充実

子ども、障がい者、高齢者への虐待の未然防止やその養護者の抱える課題も含め関係機関や地域と連携した支援に向け充実を図ります。

住民の取組

□隣近所等の異変に気付いたことを相談窓口に相談してみましょう。

地域の取組

□地域の住民の異変に気付いたことを相談窓口に相談してみましょう。

事業所等の取組

□窓口の周知に努め、相談しやすい雰囲気つくりに努めましょう。

□連絡を受けたらすぐ対応できる体制を整えておきましょう。

□子ども、障がい者、高齢者の虐待の早期発見に努めましょう。

□専門機関の相談窓口の相談しやすい体制づくりに心がけ虐待の早期発見のための職員の資質向上に努めましょう。

行政・社会福祉協議会の取組

(1)　子ども、障がい者、高齢者の虐待対策を推進します

No.	取　組　内　容	所　管
182	母子保健の取組による児童虐待の早期発見や予防に向けての見守りや必要に応じて児童相談所と連携した支援の充実	こども課
183	障がい者虐待防止センター※における障がい者虐待への包括的支援体制の推進	福祉課、社会福祉協議会
184	高齢者虐待に対し地域包括支援センター等の関係機関と連携の拡充を図り場合によっては緊急一時保護の対応を実施	介護保険課
185	民生委員・児童委員や主任児童委員の地域における見守り支援活動の充実	福祉課、社会福祉協議会

◆この施策の柱における取組指標

○「多様な地域生活課題への対応」における指標は次の取組とします。

①毎年実施される「市民意識調査」における設問（市民の 18 歳以上 3,000 人を対象）「今の都城市を住みやすいと感じていますか。」において、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の回答を合計した割合

基準値(平成 30(2018)年度)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
８８％	８８．２％	８８．５％

※本計画「第 2 章 本市の現状と課題」「(2) アンケートから見える本市の福祉に関する状況」参照

②毎年実施される「市民意識調査」における設問「これからも都城市に住み続けたいですか。」において、「現在住んできるところに住み続けたい」「市内の別の地域にすみたい」の回答を合計した割合

基準値(平成 30(2018)年度)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
７９．４％	７９．６％	７９．９％

※本計画「第 2 章 本市の現状と課題」「(2) アンケートから見える本市の福祉に関する状況」参照